

○短期入所サービス費

基本部分		
イ 福祉型短期入所サービス費	(1)福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)	(一) 区分6 (923単位) (二) 区分5 (784単位) (三) 区分4 (648単位) (四) 区分3 (583単位) (五) 区分1・2 (509単位)
	(2)福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)	(一) 区分6 (602単位) (二) 区分5 (527単位) (三) 区分4 (318単位) (四) 区分3 (240単位) (五) 区分1・2 (173単位)
	(3)福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	(一) 区分3 (784単位) (二) 区分2 (615単位) (三) 区分1 (509単位)
	(4)福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	(一) 区分3 (527単位) (二) 区分2 (279単位) (三) 区分1 (173単位)
	(5)福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)	(一) 区分6 (1,164単位) (二) 区分5 (1,026単位) (三) 区分4 (889単位) (四) 区分3 (824単位) (五) 区分1・2 (751単位)
	(6)福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)	(一) 区分6 (844単位) (二) 区分5 (770単位) (三) 区分4 (559単位) (四) 区分3 (483単位) (五) 区分1・2 (413単位)
	(7)福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)	(一) 区分3 (1,026単位) (二) 区分2 (858単位) (三) 区分1 (752単位)
	(8)福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)	(一) 区分3 (770単位) (二) 区分2 (521単位) (三) 区分1 (412単位)
	(9)福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅰ)	(一) 区分6 (1,107単位) (二) 区分5 (977単位) (三) 区分4 (848単位) (四) 区分3 (784単位) (五) 区分1・2 (715単位)
	(10)福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅱ)	(一) 区分3 (977単位) (二) 区分2 (816単位) (三) 区分1 (714単位)
ロ 医療型短期入所サービス費	(1)医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	(3,117単位)
ハ 医療型特定短期入所サービス費	(2)医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	(2,864単位)
	(3)医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	(1,826単位)
	(1)医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	(2,938単位)
	(2)医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	(2,735単位)
	(3)医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	(1,723単位)
	(4)医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	(2,150単位)
ニ 共生型短期入所サービス費	(5)医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	(2,020単位)
	(6)医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	(1,328単位)
	(1)共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅰ)	(784単位)
	(2)共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ)	(240単位)
ホ 基準該当短期入所サービス費	(3)共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅰ)	(1,013単位)
	(4)共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅱ)	(471単位)
	(1)基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	(784単位)
	(2)基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	(240単位)

短期利用加算		(1日につき30単位を加算)
常勤看護職員等配置加算		(一)定員6人以下 (1日につき10単位を加算) (二)定員7人以上12人以下 (1日につき8単位を加算) (三)定員13人以上17人以下 (1日につき6単位を加算) (四)定員18人以上 (1日につき4単位を加算)
医療的ケア対応支援加算		(1日につき120単位を加算)
重度障害児・障害者対応支援加算		(1日につき30単位を加算)
重度障害者支援加	イ 重度障害者支援加算(Ⅰ)	(1日につき50単位を加算)
	ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ)	(1日につき30単位を加算)
単独型加算		(1日につき320単位を加算)
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき32単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき63単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき125単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1)利用者が1人 (1日につき960単位を加算) (2)利用者が2人 (1日につき600単位を加算) (3)利用者が3人以上8人以下 (1日につき480単位を加算)
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1)利用者が1人 (1日につき1,600単位を加算) (2)利用者が2人 (1日につき960単位を加算) (3)利用者が3人以上8人以下 (1日につき800単位を加算)
	ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1)利用者が1人 (1日につき2,000単位を加算) (2)利用者が2人 (1日につき1,500単位を加算) (3)利用者が3人 (1日につき1,000単位を加算)
	ト 医療連携体制加算(Ⅶ)	(1日につき500単位を加算)
	チ 医療連携体制加算(Ⅷ)	(1日につき100単位を加算)
	リ 医療連携体制加算(Ⅸ)	(1日につき39単位を加算)
	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1日につき22単位を加算)
栄養士配置加算	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1日につき12単位を加算)
	利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	
		(1回につき150単位を加算)
食事提供体制加算		(1日につき48単位を加算)
緊急短期入所受入加算	イ 緊急短期入所受入加算(Ⅰ)	(1日につき270単位を加算)
	ロ 緊急短期入所受入加算(Ⅱ)	(1日につき500単位を加算)
定員超過特例加算		(1日につき50単位を加算)
特別重度支援加算	イ 特別重度支援加算(Ⅰ)	(1日につき610単位を加算)
	ロ 特別重度支援加算(Ⅱ)	(1日につき297単位を加算)
	ハ 特別重度支援加算(Ⅲ)	(1日につき120単位を加算)
送迎加算		(片道につき186単位を加算)
日中活動支援加算		(1日につき200単位を加算)
医療型短期入所受入前支援加算	イ 医療型短期入所受入前支援加算(Ⅰ)	(1日につき1,000単位を加算)
	ロ 医療型短期入所受入前支援加算(Ⅱ)	(1日につき500単位を加算)

注		注	注	注	注	注	注	注
利用者の数が 利用定員を超 える場合	又 は	従業者の員数 が基準に満た ない場合	大規模減算	身体拘束廃 止未実施減 算	虐待防止措 置未実施減 算	業務継続計 画未策定減 算	情報公表未 報告減算	福祉専門職員配置等加算
×70/100	減算が適用さ れる月から2 月目まで ×70/100 3月以上連続 して減算の場 合 ×50/100		単独型で20 床以上の場 合 ×90/100	×99/100	×99/100	×99/100	×95/100	

集中的支援加算		イ 集中的支援加算(Ⅰ) (月4回を限度として、1,000単位を加算)
		ロ 集中的支援加算(Ⅱ) (1日につき500単位を加算)
福祉・介護職員等 処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×159/1,000)	
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×0/1,000)	
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×138/1,000)	
	ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位×115/1,000)	
	ホ 福祉・介護職員等 処遇改善加算(Ⅴ)	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) (1月につき 所定単位×131/1,000)
		(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) (1月につき 所定単位×136/1,000)
		(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) (1月につき 所定単位×0/1,000)
		(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) (1月につき 所定単位×0/1,000)
		(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) (1月につき 所定単位×108/1,000)
		(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) (1月につき 所定単位×0/1,000)
		(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) (1月につき 所定単位×108/1,000)
		(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) (1月につき 所定単位×110/1,000)
		(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) (1月につき 所定単位×0/1,000)
		(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) (1月につき 所定単位×80/1,000)
		(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) (1月につき 所定単位×87/1,000)
		(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) (1月につき 所定単位×0/1,000)
		(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) (1月につき 所定単位×87/1,000)
		(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) (1月につき 所定単位×59/1,000)
注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年6月1日から算定可能 注3 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能		

福祉・介護職員処 遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×86/1,000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×63/1,000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×35/1,000)
福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき 所定単位×21/1,000)	
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき 所定単位×28/1,000)	
注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能	